

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の
設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第21101113号
令和3年10月11日
原子力規制庁

1. 審査内容

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の設計及び工事の計画の変更認可申請（令和3年1月19日付け原発本第290号をもって申請、令和3年10月1日付け原発本第77号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

規制庁は、審査に当たり、申請書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書、耐震性に関する説明書、強度に関する説明書、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書並びに添付図面（以下「本申請の書類」という。）を確認の対象とした。

1-1 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請の書類から、

- (1) 工事計画のうち設備の仕様に関する事項が、玄海原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（平成29年1月18日付け原規規発第1701182号及び平成31年1月16日付け原規規発第1901168号にて許可したもの。以下「設置変更許可申請書」という。）に記載された設備仕様と整合していること
- (2) 工事計画のうち設備の基本設計方針が、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること
- (3) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、令和2年4月1日付け原発本第8号をもって届出のあった原子炉等規制法第43条の3の5第2項第11号に掲げる事項（発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）と整合していることを確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号に適合していると認める。

1-2 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

九州電力株式会社は、本申請において、海水ポンプの改造（軸受の変更）に係る玄海原子力発電所第4号機の設計及び工事の計画（平成24年9月5日付け20120731原第19号にて認可したもの。以下「海水ポンプ改造工事計画」という。）を変更し、改造後の海水ポンプについて、海水ポンプ改造工事計画の認可以降に追加された新規制基準等の要求事項（以下「追加要求事項」という。）に対して適合する設計とすることを計画している。

規制庁は、本申請の工事計画が、追加要求事項である、技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）から第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）まで、第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）、第11条（火災による損傷の防止）、第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）、第49条（重大事故等対処施設の地盤）から第52条（火災による損傷の防止）まで、第54条（重大事故等対処設備）、第55条（材料及び構造）、第64条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）、第65条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）及び第78条（準用）の規定に適合するものであるかについて以下のとおり確認した。

また、海水ポンプ改造工事計画の認可以降に要求事項に変更がない技術基準規則第10条（急傾斜地の崩壊の防止）、第14条（安全設備）、第15条（設計基準対象施設の機能）、第33条（循環設備等）及び第48条（準用）の規定への適合性については、海水ポンプ改造工事計画で確認した内容に変更がないことから、本申請が、その適合性に影響を与えないことを確認した。

なお、工事の方法に係る技術基準規則の規定への適合性については、上記各条に規定される設備ごとの要求事項等を踏まえ、当該設備が期待される機能を確実に発揮することを示すものであり、かつ、工事の手順や検査の方法等の妥当性を確認するものであるため、上記各条の規定への適合性とは別に記載した。

(1) 第4条（設計基準対象施設の地盤）及び第49条（重大事故等対処施設の地盤）

規制庁は、本申請の書類から、設計基準対象施設並びに常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備である海水ポンプについて、

- ① 改造前後において、海水ポンプの設置場所に変更がないこと
- ② 海水ポンプの改造に伴う質量の変化量が、間接支持構造物である取水ピットの質量に対して極めて小さいこと

により、改造前の海水ポンプの新規制基準への適合性を確認した、玄海原子力発電所第4号機の設計及び工事の計画（平成29年9月14日付け原規規発第1709141号にて認可したもの。以下「新基準工事計画」という。）の地盤の支持性能に関する評価結果が変更されていないことを確認したことから、第4条及び第49条の規定に適合していると認める。

(2) 第5条(地震による損傷の防止)

① 耐震設計の基本事項

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 海水ポンプについては、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、「耐震設計に係る設工認審査ガイド」(平成25年6月原子力規制委員会。以下「耐震設工認審査ガイド」という。)を踏まえ、設計及び工事の計画の認可において実績のある「原子力発電所耐震設計技術指針」(以下「JEAG4601」という。)等の規格及び基準等に基づく手法を適用して、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス及びBクラスに分類した上で、当該クラスの耐震重要度に応じた地震力に対し構造強度を確保する設計としていること
- b. 海水ポンプについては、耐震重要施設(Sクラスの施設)であることから、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震設工認審査ガイドを踏まえ、設計及び工事の計画の認可において実績のあるJEAG4601等の規格及び基準等に基づく手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計としていること

を確認した。

② 耐震重要度分類

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプを含む原子炉補機冷却海水設備の耐震重要度分類については、施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラス及びBクラスに分類していること、施設に要求される安全機能の役割に応じて、施設を構成する設備(主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設)に適切に区分していることを確認した。

③ 地震力の算定方法

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 海水ポンプに作用する静的地震力については、新基準工事計画において確認した静的震度を用いて、適切に算定していること
- b. 海水ポンプに作用する動的地震力については、新基準工事計画において確認した設計用床応答曲線を用いて、海水ポンプの地震応答解析を実施して、基準地震動、弾性設計用地震動による地震力を適切に算定していること

を確認した。

④ 荷重の組合せ

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプに作用する地震力と地震力以外の荷重の組合せについては、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

⑤ 許容限界

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 海水ポンプの強度評価における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保できる設定としていること
- b. 地震時又は地震後に動的機能が要求される海水ポンプの機能維持評価における許容限界については、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を設定していること

を確認した。

⑥ 波及的影響

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 波及的影響については、考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、耐震重要施設（Sクラスの施設）である海水ポンプの安全機能を損なわない設計としていること
- b. 考慮すべき事象として、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していることについては、新基準工事計画から変更がないこと
- c. 考慮すべき施設については、敷地全体を俯瞰した調査・検討に基づき、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等の事象において波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設として、海水ポンプエリア橋型クレーンを抽出していること
- d. 耐震計算については、海水ポンプエリア橋型クレーンが、海水ポンプの設計に用いる基準地震動に対して耐震性を有していること

を確認した。

⑦ 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、耐震重要施設である海水ポンプを対象に、各方向の入力地震動の位相特性や海水ポンプの構造、応答特性に留意し、非安全側の評価にならない組合せ方法を適用して、当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していること
- b. 評価の結果、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等は、水平1方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対し、増加する傾向であったが、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等が許容値を満足すること

を確認した。

規制庁は、①～⑦の事項を確認したことから、第5条の規定に適合していると認める。

(3) 第6条（津波による損傷の防止）及び第51条（津波による損傷の防止）

① 基本事項

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプについて、基準津波によりその安全性が損なわれるおそれがないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」（平成25年6月原子力規制委員会）を踏まえ、適用性を確認した耐津波設計に係る規格及び基準等（耐震設計に係る設計及び工事の計画の認可において実績のある規格及び基準等を含む。）に基づく手法を適用して、基準津波に対して機能を維持する設計としていることを確認した。

② 津波防護対象設備及び入力津波の設定

規制庁は、本申請の書類から、

- a. クラス1設備及び耐震Sクラスに属する設備並びに重大事故等対処施設である海水ポンプを津波から防護する設備としていることについては、新基準工事計画から変更がないこと
- b. 海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないことから、入力津波の設定については、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

③ 津波防護対策

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないため、浸水防止設備及び津波監視設備に係る設計については、新基準工事計画から変更がないこと
- b. 水位変動に伴う取水性及び津波の二次的な影響について、
 - ・海水ポンプの取水可能水位については、新基準工事計画から変更がないこと
 - ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂の混入に対して異物逃し溝から排出する構造としていること等により、海水ポンプが機能保持できる設計であること

を確認した。

規制庁は、①～③の事項を確認したことから、第6条及び第51条の規定に適合していると認める。

(4) 第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）

① 基本事項

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプについて、

- a. 設計上考慮すべき外部事象として、竜巻、火山、森林火災等の10事象の自然現象（地震及び津波を除く。）並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の7事象の人為事象（故意によるものを除く。）を選定していることについては、新基準工事計画から変更がないこと

- b. 地震及び津波を含む自然現象の荷重の組合せについては、新基準工事計画から変更がないこと
- c. 安全重要度分類指針で規定されるクラス1設備である海水ポンプを、外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「防護対象施設」という。）とされていること、また、外部からの衝撃により海水ポンプに波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設も考慮した設計としていることについては、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

② 竜巻に対する設計方針

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプについて、

- a. 設計竜巻及び設計飛来物の設定については、新基準工事計画から変更がないこと
- b. 荷重による影響については、
 - ・風圧力及び気圧差による荷重並びに設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重に加え、運転時の荷重等を適切に組み合わせ、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下「設計・建設規格」という。）、JEAG4601等に基づき、海水ポンプの強度設計が適切になされていること
 - ・竜巻防護ネット等の防護対策設備の設計については、新基準工事計画から変更がないこと
- c. 竜巻随件事象に対する防護設計については、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

③ 火山の影響に対する設計方針

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプについて、

- a. 火山による影響として荷重、閉塞、摩耗及び腐食を考慮した設計としており、及び降下火砕物の設計条件については、新基準工事計画から変更がないこと
- b. 荷重による影響に関して、降下火砕物、積雪及び風による荷重、運転時の荷重等を適切に組み合わせ、設計・建設規格、JEAG4601等に基づき、海水ポンプの強度設計が適切になされていること
- c. 閉塞又は摩耗による影響に関して、
 - ・海水ポンプの狭隘部を降下火砕物の粒径より大きくすることにより、降下火砕物による閉塞の影響を受けない設計としていること
 - ・このほか、閉塞又は摩耗の影響に対する設計については、新基準工事計画から変更がないこと
- d. 腐食による影響に対する設計については、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

- ④ その他自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計方針
規制庁は、本申請の書類から、
- a. ①a. の事象のうち、凍結、降水、落雷、生物学的事象、森林火災及び高潮の 6 事象の自然現象並びに発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の 7 事象の人為事象（故意によるものを除く。）について、その影響から防護対象施設を適切に防護する設計としていることについては、新基準工事計画から変更がないこと
 - b. 風（台風）及び積雪について、建築基準法及び過去の観測記録等を踏まえ、その影響から防護対象施設を適切に防護する設計としていることを確認した。

規制庁は、①～④の事項を確認したことから、第 7 条の規定に適合していると認める。

(5) 第 9 条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないため、原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域設定、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するための設計については、新基準工事計画から変更がないことを確認したことから、第 9 条の規定に適合していると認める。

(6) 第 11 条（火災による損傷の防止）

規制庁は、本申請の書類から、

- ① 海水ポンプのケーシング等に不燃材料を使用して火災発生防止を考慮した設計としていることについては、新基準工事計画から変更がないこと
- ② 海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないことから、設置区域の火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減の設計については、新基準工事計画から変更がないこと

を確認したことから、第 11 条の規定に適合していると認める。

(7) 第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）

規制庁は、本申請の書類から、

- ① 溢水防護上の配慮が必要な高さについては、新基準工事計画から変更がないこと
- ② 海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないため、溢水影響評価及び防護設計については、新基準工事計画及び改造前の海水ポンプの溢水防護に係る基準への適合性を確認した玄海原子力発電所第 4 号機の設計及び工事の計画（平成 31 年 2 月 6 日付け原規規発第 19020612 号にて認可したもの。）から変更がないこと

を確認したことから、第 12 条の規定に適合していると認める。

(8) 第50条(地震による損傷の防止)

① 耐震設計の基本事項

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 海水ポンプについては、重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震力に対して構造強度を確保するようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震設工認審査ガイドを踏まえ、設計及び工事の計画の認可において実績のある JEAG4601 等の規格及び基準等に基づく手法を準用して、重大事故等対処施設の施設区分に応じて常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）に分類していること
- b. 海水ポンプについては、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設であることから、基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないようにするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震設工認審査ガイドを踏まえ、設計及び工事の計画の認可において実績のある JEAG4601 等の規格及び基準等に基づく手法を準用して、当該施設の機能を維持する設計としていること

を確認した。

② 施設区分

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプを含む原子炉補機冷却海水設備の重大事故等対処施設の施設区分については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に分類した上で、施設に要求される機能の役割に応じて、施設を構成する設備（設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していることを確認した。

③ 地震力の算定方法

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプに作用する動的地震力については、新基準工事計画において確認した設計用床応答曲線を用いて、海水ポンプの地震応答解析を実施して、基準地震動による地震力を適切に算定していることを確認した。

④ 荷重の組合せ

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプに作用する地震力と地震力以外の荷重の組合せについては、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

- ⑤ 許容限界
規制庁は、本申請の書類から、
- a. 海水ポンプの強度評価における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持できる設定としていること
 - b. 地震時又は地震後に動的機能が要求される海水ポンプの機能維持評価における許容限界については、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を設定していること
- を確認した。
- ⑥ 波及的影響
規制庁は、本申請の書類から、
- a. 波及的影響については、考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設（以下「下位クラス」という。）の波及的影響によって、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設である海水ポンプの重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計としていること
 - b. 考慮すべき事象として、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していることについては、新基準工事計画から変更がないこと
 - c. 考慮すべき施設については、敷地全体を俯瞰した調査・検討に基づき、下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等の事象において波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設として、海水ポンプエリア橋型クレーンを抽出していること
 - d. 耐震計算については、海水ポンプエリア橋型クレーンが、海水ポンプの設計に用いる基準地震動に対して耐震性を有していること
- を確認した。
- ⑦ 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価
規制庁は、本申請の書類から、
- a. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設である海水ポンプを対象に、各方向の入力地震動の位相特性や海水ポンプの構造、応答特性に留意し、非安全側の評価にならない組合せ方法を適用して、当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していること
 - b. 評価の結果、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等は、水平1方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対し、増加する傾向で

あったが、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等が許容値を満足することを確認した。

規制庁は、①～⑦の事項を確認したことから、第 50 条の規定に適合していると認める。

(9) 第 52 条 (火災による損傷の防止)

規制庁は、本申請の書類から、

- ① 海水ポンプのケーシング等に不燃材料を使用して火災発生防止を考慮した設計としていることについては、新基準工事計画から変更がないこと
- ② 海水ポンプの改造前後において、その設置場所に変更がないことから、設置区域の火災の感知及び消火の設計については、新基準工事計画から変更がないこと

を確認したことから、第 52 条の規定に適合していると認める。

(10) 第 54 条 (重大事故等対処設備)

当該条文に係る以下の確認事項については (12) で確認を行った。

① 重大事故等対処設備 (第 54 条第 1 項関係)

規制庁は、本申請の書類から、以下の a. ～e. の事項については、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

- a. 環境条件及び荷重条件について、その設置場所に応じた耐環境性を有する設計としていること、さらに、屋外の重大事故等対処設備については、同じ機能を有する重大事故等対処設備との位置的分散を考慮した保管などにより、機能を損なわない設計としていること
- b. 操作性について、中央制御室での操作が可能な設計としていること
- c. 試験及び検査について、機能・性能確認、分解等ができる設計としていること
- d. 悪影響防止について、重大事故等対処設備は発電用原子炉施設 (他号機を含む。) 内の他の設備 (設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。) に対して悪影響を及ぼさない設計としていること
- e. 現場の作業環境について、必要な遮蔽機能を持つ中央制御室から操作可能な設計としていること

② 常設重大事故等対処設備 (第 54 条第 2 項関係)

規制庁は、本申請書の書類から、以下の a. ～c. の事項については、新基準工事計画から変更がないことを確認した。

- a. 容量について、常設重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要となる容量を有する設計としていること
- b. 共用の禁止について、常設重大事故等対処設備の各機器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計としていること

- c. 設計基準事故対処設備との多様性について、常設重大事故防止設備は、可能な限り、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計としていること

規制庁は、①及び②の事項を確認したことから、第54条の規定に適合していると認める。

(1 1) 第55条 (材料及び構造)

規制庁は、本申請の書類から、

- ① 重大事故等クラス2機器である海水ポンプの材料及び構造について、設計・建設規格等に従い設計していること
- ② 具体的には、
 - ・当該機器が使用される条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分並びに適切な破壊じん性を有する材料を使用する設計については、新基準工事計画から変更がないこと
 - ・当該機器が使用される条件に対して全体的な変形を弾性域に抑える設計としていること

を確認したことから、第55条の規定に適合していると認める。

(1 2) 第64条 (原子炉格納容器内の冷却等のための設備) 及び第65条 (原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)

規制庁は、本申請の書類から、

- ① 重大事故等に対処するために必要な機能については、新基準工事計画から変更がないこと
- ② 海水ポンプの改造前後において、その設置場所等に変更がないため、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計については、新基準工事計画から変更がないこと

を確認したことから、第64条及び第65条の規定に適合していると認める。併せて、海水ポンプが第54条に適合していると認める。

(1 3) 第78条 (準用)

規制庁は、本申請の書類から、海水ポンプの改造前後において、海水ポンプに施設する電気設備に変更がないため、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」(平成24年経済産業省令第70号)に基づき、遮断器の設置による異常の予防及び保護対策を講じる設計については、新基準工事計画から変更がないことを確認したことから、第78条の規定に適合していると認める。

(1 4) 工事の方法

規制庁は、工事の方法について、上記各条に規定される要求事項等を踏まえ、設備が期待される機能を確実に発揮できるように、工事の手順、使用前事業者検査の項目及び方法が適切に定められ、また、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止対策等が工事の留意事項として定められ

ていることから、工事の方法として妥当であり、上記各条の規定に適合していると認める。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号の規定に適合していると認める。

2. 審査結果

規制庁は、1-1及び1-2の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。